

群馬県災害復旧アドバイザー制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、異常な自然現象等により公共土木施設が被災した際、市町村からの要請に基づいて、公益財団法人群馬県建設技術センター(以下「建設技術センター」という。)が「災害復旧アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)」を被災地に派遣し、市町村が行う被災状況把握などの初動対応の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてアドバイザーとは、災害復旧制度を熟知し災害発生時等、有事の際に市町村の要請に応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等を行うことが可能な者として、建設技術センターが登録した者をいう。

2 対象とする公共土木施設は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく施設とする。

(登録・解除)

第3条 アドバイザーは、災害復旧事務の経験や専門的な知識を有する技術者として建設技術センター理事長が登録・委嘱した者とする。

2 アドバイザーの登録期間は1年間とし、70歳を迎える年度まで自動更新とする。

3 建設技術センター理事長は、委嘱した者の名簿を速やかに作成するとともに、委嘱した者に対し「群馬県災害復旧アドバイザー登録証」を交付するものとする。

4 建設技術センター理事長は、アドバイザーが死亡または登録解除の申請があったときは、速やかに登録を解除するものとする。

(登録資格)

第4条 アドバイザーの登録を申請しようとする者は、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 群馬県県土整備部の職員であった者で、公共土木施設の災害復旧事業に精通している者で年齢が70歳以下の者。

(2) 災害発生時にボランティアとして、派遣要請先で活動可能な者。

(派遣)

第5条 建設技術センター理事長は、災害発生時に市町村からの要請に基づき、アドバイザーの中から適当と認められる者に派遣要請を行う。

(業務)

第6条 アドバイザーは、派遣先の市町村において、市町村職員と協働して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災状況の収集、現地調査に関する支援
- (2) 緊急措置、復旧工法に関する技術的助言
- (3) 災害復旧事務に関する支援・助言

(責務)

第7条 アドバイザーは、次に掲げる責務を有する。

- (1) アドバイザーは、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努めること。
- (2) アドバイザーは、特定の個人又は団体の便宜を図らないこと。
- (3) アドバイザーは、被災地での活動概況をとりまとめ、建設技術センター理事長に報告すること。

(運営事務局)

第8条 本制度を円滑に運用するために、建設技術センター内に「運営事務局」を設ける。運営事務局は、次の事務を行うものとする。

- (1) アドバイザーの登録、解除に関すること
- (2) アドバイザーの派遣に関すること
- (3) アドバイザーの研修等の実施に関すること
- (4) アドバイザーの活動のための費用支弁・傷害保険等に関すること
- (5) その他本制度を円滑に運用するために必要なこと

(派遣費用)

第9条 アドバイザー派遣に要する費用(日当、交通費、宿泊費等)は、建設技術センターが負担するものとする。

(保険の加入)

第10条 アドバイザーとして登録した者は、国内旅行保険(災害派遣)に加入するものとし、これに要する費用は建設技術センターが負担する。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は建設技術センター理事長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、令和3年1月1日から適用する。